

会

議

午前 10 時 0 分開議

議長（大黒孝行君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

#### 諸般の報告

議長（大黒孝行君） ここで、報告の件がありますので、局長補佐をして朗読をいたさせます。

局長補佐（鈴木邦明君） 朗読いたします。

下総庶第147号。平成23年12月9日。

下田市議会議長、大黒孝行様。静岡県下田市市長、石井直樹。

平成23年12月下田市議会定例会議案の追加申し出について。

このことについて、平成23年12月下田市議会定例会に下記議案を追加提出したいので申し入れます。

記。

議第72号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に制定について、議第73号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第7号）、議第74号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議第75号 平成23年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第76号 平成23年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議第77号 平成23年度下田市水道事業会計補正予算（第4号）。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） ここで、暫時休憩をいたします。

午前 10 時 2 分休憩

午前 10 時 7 分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

報第9号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、報第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度下田市一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（滝内久生君） 議案件名簿の1ページをお開き願います。

報第9号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、専第6号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

なお、専決の日は平成23年10月14日でございます。

恐れ入りますが、別紙、浅黄色の補正予算書及び補正予算の概要をご用意ください。

補正予算の内容でございますが、平成23年9月21日に接近した台風15号による被災箇所の復旧経費を補正したものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

平成23年度下田市の一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ3,696万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億1,984万6,000円としたものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるということで、予算書の2ページから3ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりご説明申し上げます。

第2条は地方債の補正で、地方債の追加は第2表地方債補正によるということで、補正予算書の4ページをお開きください。

地方債の追加は1件でございます。公共道路橋梁施設災害復旧事業債を追加するもので、限度額は730万円で、起債の方法、利率、償還の方法は表に記載のとおりでございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明申し上げます。

補正予算の概要の2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございますが、企画財政課関係、18款2項1目1節財政調整基金繰入金1,500万円の増額は、今回の補正財源として繰り入れたもの。

21款1項5目1節現年発生補助災害復旧事業債730万円の追加は、市道須郷線道路災害復

旧事業に係るもの。

建設課関係、14款1項2目1節国庫・土木施設災害復旧費負担金1,466万6,000円の追加は、市道須郷線道路災害復旧事業に対する国庫負担金でございます。

補正予算の概要4ページ、5ページをお開きください。

歳出でございますが、企画財政課関係、12款1項1目予備費187万9,000円の増額は、歳入歳出調整額。

総務課関係、10款4項1目7586単独総務施設災害復旧事業（9月21日災）29万円の追加は、庁舎西館の被災箇所復旧経費。

産業振興課関係、10款4項1目7611単独保健休養林施設災害復旧事業（9月21日災）52万9,000円の追加は、爪木崎花園温室等被災箇所復旧経費。

観光交流課関係、10款4項1目7594単独観光施設災害復旧事業（9月21日災）386万8,000円の追加は、鍋田浜公衆トイレほか6カ所の観光施設復旧経費。

建設課関係、10款2項2目7357公共道路橋梁施設災害復旧事業（9月21日災）2,570万2,000円の追加は、市道須郷線道路災害復旧事業に係る経費。

10款2項4目7466単独道路橋梁施設災害復旧事業（9月21日災）209万円の追加は、市道6路線7カ所の復旧経費。

学校教育課関係、10款3項2目7564単独学校施設災害復旧事業（9月21日災）149万6,000円の追加は、稲生沢小学校ほか2校の校舎復旧経費。

生涯学習課関係、10款3項4目7570単独社会教育施設災害復旧事業（9月21日災）111万2,000円の追加は、吉佐美運動公園防球ネット復旧経費でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第9号 専決処分の承認を求めることについてに係る専第6号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご承認のほどをお願い申し上げます。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

14番。

14番（大川敏雄君） 1点だけ教えていただきたいと思うんですが、今回の9月21日、台風15号の復旧事業ですが、これの財源というか支出は、1つは予備費の充当をしたんだと思います。それから2つ目には今回の専決と。さらには3点目には今後審議するところのいわゆる補正予算、こういうような形で台風15号の復旧に充当して対応しているわけでありませ

ね。それで、大体総額幾らぐらいになりますか、全部予備費から入れて、充当から。

議長（大黒孝行君） 企画財政課長。

企画財政課長（滝内久生君） ちょっと足し算はしておりませんが、9月の定例会の最終日にご報告申し上げておりますけれども、議会中ではございますけれども、予備費の対応をさせていただきまして、その他のものについては積算中の金額が確定次第、専決予算ということで市長よりお願い申し上げます。

予備費の充当につきましては……。

すみません、ちょっと足させてもらえますか。

議長（大黒孝行君） 暫時休憩をいたします。

午前10時14分休憩

午前10時19分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（滝内久生君） すみません、貴重なお時間をいただきまして。

予備費対応が約560万です。今回の専決が3,696万6,000円、今回、12月に追加で査定がありまして、工法変更のご指示がありましたので若干伸びますので、その費用が1,351万3,000円ということで、今回の台風15号に係る復旧予算については5,600万円ほどというふうになります。

以上です。

議長（大黒孝行君） 14番。

14番（大川敏雄君） 私、手元に自分で10月4日と書いてあるんですが、多分そのときに説明いただいたんだと思うんですが、平成23年の台風15号の災害の被災状況の一覧表をいただいております。

一応解釈としては、このときの被害状況をただいま書いていただきました5,600万で一通り台風15号の復旧作業は予算的には対応が終わると、こういう理解をしてよろしゅうございますか。

議長（大黒孝行君） 企画財政課長。

企画財政課長（滝内久生君） ただいま報告申し上げた金額で復旧については賄えるという

ことでございます。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑ありませんか。

7番。

7番（沢登英信君） 吉佐美グラウンドのネット修理でございますが、どのような形での破損があって、今後、その安全性や使用上の問題が111万2,000円で解決されたというぐあいに言えるのかどうか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

議長（大黒孝行君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤晴美君） 吉佐美グラウンドの防球ネットでございますけれども、現場を見ますと、ネットを固定していたワイヤー等も腐食によって飛んでおりました。そういうものを含めて防球ネットの張りかえということで、安全上は、施工を行えばある程度は完全だと思っております。

以上です。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、報第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度下田市一般会計補正予算（第5号））は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議第48号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第48号 賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

福祉事務所長。

福祉事務所長（原 鋪夫君） では、議第48号 賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会規約の一部を変更する規約につきましてご説明をさせていただきます。

お手数ですが、議案件名簿の2ページ、3ページをお開き願います。

この議案は、障害者基本法の一部改正によりまして賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会規約の一部を別紙3ページの内容のとおり変更することにつきまして協議会構成団体と協議するに当たり、地方自治法第252条の6の規定に基づきまして、同法第252条の2第3項本文の例により議会の議決を求めるものでございます。

提案の理由としましては、障害者基本法の一部を改正する法律が平成23年8月5日に公布されました。これは、市町村障害者計画の策定に係る規定が障害者基本法第9条第3項から同法第11条第3項に改正されたことに伴い、協議会規約の変更を行うものであります。

それでは、協議会規約の変更内容につきましてご説明をさせていただきます。

条例改正関係等資料によりご説明をさせていただきますので、お手数ですが、条例改正関係資料の1ページ、2ページをお開き願いたいと思います。

資料の見開きの左側1ページが改正前、右側2ページが変更後となっております。そのうち、アンダーラインの箇所が今回変更させていただくところでございます。

変更の内容につきましては、第1条中「第9条第3項」を「第11条第3項」に改めるというものでございます。

では、議案件名簿の3ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この規約は公布の日から施行するというものでございます。

以上、雑駁な説明でございましたが、議第48号 賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会規約の一部を変更する規約につきまして説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

7番。

7番（沢登英信君） 障害者の基本法が改正されたための条文整備だということはわかりましたが、基本法のほうの改正が、9条の3が11条の3になったと。ここの経緯と、この間に法そのものに差し込まれた条文が当然あるわけですので、法そのものの改正の趣旨というのはどういうことであったのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（大黒孝行君） 手を挙げてください。

福祉事務所長。

福祉事務所長（原 鋪夫君） 法改正の内容ということですが、一応これは法改正上で、中の明細のまず障害者の定義の部分で、障害者と社会的障壁という部分が明確にされたというものでございます。

その後、9条から11条に繰り下げたという部分でございますが、条数でいきますと第4条と第5条という新しく新設された部分がございます。それによりまして繰り下げられたものでございますが、第4条につきましては差別の禁止ということで、何人も障害者に対して障害を理由として差別すること、その他権利、利益を侵害する行為をしてはならないということが3項立てで規定されております。

次に、第5条になりますが、国際的協調ということで、第1条に規定する基本法の目的に沿った社会の実現を目指すために、施策が国際社会における取り組みと密接な関係を有しているということで、国際協調のもとに図られなければいけないというような条文が足されたということでございます。

以上でよろしいでしょうか。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略いたしたいと思えます。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第48号 賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会規約の一部を変更する規約については原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### 議第49号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第49号 下田市旧澤村邸条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

観光交流課長。

観光交流課長（稲葉一三雄君） それでは、議第49号 下田市旧澤村邸条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿4ページをお開きください。

下田市旧澤村邸条例を別紙のとおり制定するもので、提案理由は、下田市旧澤村邸の開設に伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、その設置及び管理について条例を新たに制定するものでございます。

条例の内容につきましては、下田市旧澤村邸条例逐条解説によりご説明申し上げますので、条例改正関係等説明資料の3ページをお開きください。

第1条でございますが、下田市旧澤村邸を、魅力ある観光地づくりを推進し、地域振興に寄与するための拠点施設として設置すること及び管理運営について必要な事項を本条例により定めることを規定しているものでございます。

第2条は、施設の名称を下田市旧澤村邸とし、位置が下田市三丁目16番10号であることを規定しております。

第3条は、開館時間及び休館日について規定しており、施行規則によって定めるものとしております。

4ページをお開きください。

規則に定める開館時間ですが、午前10時から午後4時までとし、休館日は毎水曜日、その日が休日に当たるときはその翌日ということで、開館時間、休館日とも変更できる旨の規定を規則のほうでしております。

第4条は、母屋、蔵ギャラリー、広場の3種類が施設の構成となることを規定しております。

第5条でございますが、施設を使用しようとする者はあらかじめ市長の許可を受けなければならないこととし、また、市長は管理上必要な条件を付すことができることを定めております。

5ページをご覧ください。

第6条は、使用の許可に際し、許可を制限する事項を規定しているものでございます。

第7条は、使用料を別表で規定するとともに、使用料納付の時期を定めております。母屋及び蔵ギャラリーの使用料は、施設間の統一性を図るため、同等な機能等を有する小規模な施設としての最低時間単価300円を基本使用料の算定根拠しております。なお、超過分使用料は30分ごとに300円、商業宣伝、営業等の目的で使用する場合は基本使用料の2倍の額と定めております。また、広場の使用料は、施設間の統一を図るため、外ヶ岡交流館の駐車場デッキ、交流スペースの単価を算定根拠とし、基本使用料を定めております。

6ページをお開きください。

第8条は、使用料を減免できる条件及び減額の割合について規定しております。市内施設間の統一性を図るため、他の施設と同等の基準としております。

7ページをご覧ください。

第9条は、納付された使用料は原則として還付しないことを規定し、市に過失がある場合等を想定し、特に必要と認められる場合は還付できることを定めております。

第10条は、許可を受けた目的以外での使用及び権利譲渡等の禁止を規定しております。

第11条は、使用者が特別の設備の設置や施設を変更する行為を禁止し、必要な場合は事前に市長の許可を受ける必要があることを定めております。

第12条は、使用者が市長の許可を受けた場合であってもその許可を停止または取り消すことができる事項を規定し、また、この行為に起因する損害の賠償等を市長は負わない旨を規定しているものでございます。

8ページをお開きください。

第13条は、入場の制限について規定しているもので、被害を及ぼすことや迷惑な行為及びこれに該当する物品等を持ち込むこと、また必要な指示に従わない場合には、入場の拒絶や退場を命ずることができるものとしております。

第14条は、使用者が使用を終了したときや使用の許可を取り消された場合、施設、設備等を使用前の現状に復さなければならないことを規定しております。また、第2項において、使用者が現状に復すことをせず、市長がかわって現状に復した場合、当該使用者がその費用を負担する義務があることを規定するものでございます。

第15条は、使用者等が設備等を損傷、滅失したときは、やむを得ない理由があると判断した場合を除いて、その損害を賠償しなければならないことを規定しています。

9ページをご覧ください。

第16条は、使用料を支払わない者に対する過料について規定しております。さらに、その他不正な行為により使用料の徴収を免れた者の場合には、免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料と規定し、当該5倍に相当する金額が5万円を超えないとき及び不正の行為以外の行為の場合には5万円以下の過料を科するものと規定しているものでございます。

第17条は、施設の管理運営を指定管理者に行わせることができることを規定しております。開館後の施設運営は直営で管理運営するということで計画しておりますが、今条例の制定に当たりまして、指定管理者制度の導入が可能であるということを明記したものでございます。また、指定管理者制度導入の際は、使用の許可、使用許可の制限、特別設備等の禁止、使用許可の取り消し等、入場の拒絶または退場、原状回復の義務、損害賠償に関して指定管理者が行うということを規定しております。

第18条は、指定管理者が管理する場合において、使用者が利用料金を納めなければならないことを規定しております。当該利用料金は指定管理者の収入とすることができ、その利用料金は、本条例第7条に規定する額を超えない範囲で、指定管理者が市長の承認を得て設定することを定めております。また、利用料金の減免及び還付につきましても、本条例第8条及び第9条の規定に準じ、指定管理者が市長の承認を求めて定めることを規定しております。

10ページをお開きください。

第19条は、指定管理者が管理を行う場合の業務を規定しております。各号で、使用の許可に関する業務、施設の維持管理に関する業務、利用料金の徴収に関する業務、その他市長が必要と定める業務を対象とすることを規定しております。

第20条は、市が災害対策のために施設を使用する場合には、市長の指示に指定管理者が従

わなければならないことを規定しております。

11ページをご覧ください。

第21条は、指定管理者が本条例及び本条例に基づく規則に従い、適正に施設の管理を行わなければならないことを規定しています。

第22条は、本条の施行に際し必要な事項を市長が別途定めることを規定しているものでございます。

なお、条例の附則におきまして、本条例を平成24年4月1日からの施行とするとともに、施設の開設日を平成24年4月20日とすることを定めております。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第49号 下田市旧澤村邸条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

10番。

10番（田坂富代君） 少し確認をさせてください。

今、課長の説明によりますと、基本的には直営でやっていく、そして指定管理者を視野に入れているのかということ、そうでもなさそうだとということであります。そのところをまず1点、先に確認させてください。

議長（大黒孝行君） 観光交流課長。

観光交流課長（稲葉一三雄君） 現状、直営ということで考えております。ただ、条例制定に当たりまして、指定管理者制度も将来可能性があるということで、そのときに条例を改正しなくても指定管理者が導入できるというような規定をさせていただいております。

ただ、指定管理者になるとときには当然、選定委員会にお諮りして、最終的には議会の議決が要るということは、皆さんご承知のような手続が必要になるということでございます。

以上です。

議長（大黒孝行君） 10番。

10番（田坂富代君） わかりました。

それから、ちょっと私も余り読み込んでいないもので申しわけないんですが、2階部分についてお伺いをしたいんです。2階の使用なんですけれども、これは2階の和室も貸すことができるということに理解をしてよろしいですか。

議長（大黒孝行君） 観光交流課長。

観光交流課長（稲葉一三雄君） 先ほどの説明資料の5ページをちょっと開いてほしいんですけども、そちらのほうで有料で貸し付けるという規定をしている別表が入れてあります。母屋の休憩室1階というのが施設に入って左側の板張りのところになります。和室の1、2というのも1階の部分です。あと資料展示室と蔵ギャラリーという規定ですけども、2階につきましては管理者側がこの施設の設置目的のために使うというような形で今考えております。実際には今、伝統文化の関係をやっているんですけども、そういった形で、この施設目的に合った事業を管理者側、下田市としてその部分を使うというような感じで今考えておりますので、今の別表の第7条関係のほうには、貸し付けるというところには入れてございません。

以上です。

議長（大黒孝行君） 10番。

10番（田坂富代君） これから付託された委員会でまたいろいろと細かい審査をしていただくんですが、澤村邸を譲り受けたときに、あそこを改修するためにたしか私たちも視察に行ったような気がします。それで、2階部分が大変すばらしいのだと、2階から見るベリロードが大変いい景色だということで、当時、設計をされるんだと言った方が説明をしていたような記憶があるんです。そこを余り使われないようなことでは意味がないのではないのかなというふうに思っているんです。観光客が見られないということになると余り意味がないのではないかなと思っているんですが、2階部分を積極的に使おうということには議論としてなっていなかったのかどうか、そこをお聞きしたいなと思います。

議長（大黒孝行君） 観光交流課長。

観光交流課長（稲葉一三雄君） 確かに議員ご指摘のとおり、当初、私も見に行ったときに、2階からの眺めはいいですよというような説明は受けております。

その後、この施設を耐震化するという中で、この施設についてどういうふうな活用をしていこうかと、それと費用をどれだけかけられるかというような話の中で、2階部分まで入れた中で人のそこの配置の問題とかそういうことも含めて、あともう1点が建物自体の管理の問題、それと当時の費用というか経費の問題、それらから、基本的には一般に供するところを100平米以下という形で、用途変更しないような形で費用を抑えていこうと、それと管理のほうもなるべく抑えようというような話の中で、2階部分は一般に入れられないというような方針でやってまいりました。

ただ、2階を何も使わないということは、今、議員のご指摘のとおり、施設の設置目的も

問われるところですので、これについては管理者側として、下田市として施設の設置目的に合致したものを何か考えていこうということで、現在はまだオープン前ですけれども、2階部分について、例の伝統芸能の育成というような事業をやっておりますので、できればそれを継続していくということで現状、詰めているという状況でございます。

以上です。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

11番。

11番（土屋 忍君） もう少し説明を聞きたいものであれですけれども、当初私、澤村邸は歴史的な建物であるということで改修をしていくという話の中で、これは通常、一般的に使用するのには、私は観光客に自由にあそこを見てもらったりするというような考えであったのかなというふうに思ったんですけれども、これを見ますと、減免とかいうのもあるんですけれども、使用料を取ってあそこを使ってもらおうというようなことになっているわけなんです。その辺のどっちをメインにするのか。観光客に自由にあそこで休憩してもらったり中を見てもらったり、また蔵ギャラリーを自由に見てもらったりするのがメインなのか、お金を取ったりしながらこれを使ってもらおうというのがメインなのかというのがちょっとよくわからないんですけれども、観光客に自由に見てもらうんだと、こういうふうにお金を取って団体に使ってもらおうという、そういうときがあるのかどうなのかというその辺が1点。

5ページの使用料のところなんですけれども、備考の1のところにも母屋及び蔵ギャラリーを商業宣伝、営業、これらに類する目的で使用する場合は10割加算ということが書いてあるんですけれども、これは、例えば借りた人がまた別個にお金を取っているんなことを中であることができるのかどうなのか。できるんだから10割をプラスして貸せるんじゃないのかなというふうに考えるんですけれども、その辺のちょっと説明を聞きたいです。

議長（大黒孝行君） 観光交流課長。

観光交流課長（稲葉一三雄君） 施設の目的上、これはあくまでも観光客、また一般の市民が自由に使えるというようなことを想定しています。別表の第7条の関係で母屋で休憩室と特に和室1、2というところがあるんですけれども、こちらは基本は閉鎖的な場所ではないものですから、オープンな形で使うしかないものですから、今仮にボランティアガイド協会でのいろいろ使っている中で、紙芝居を休憩に来る人のためにやったりとかいろいろをやっていますので、そういったものが市の事業でやる場合には当然、無料でやるわけですけれども、どこかがこういったことで使いたいよと、市の事業以外であってもそういったような

ことができるというようなことの機会を与えるということで料金設定をさせてもらったというふうなご理解をしていただきたいと思います。

今の議員のご指摘の件は公共料金審議会の中でも幾つか指摘をいただきまして、いずれにしても、ここは閉鎖的な場所ではないものですから、会議等のときに使用する場合にどうするのかというようなこともありましたので、会議等にはここは向かないのでほかの施設を紹介するというような形で、ここはちょっと特有の考え方になっております。

それと、もう1点ですけれども、お金を取ることが、貸した場合、商業宣伝等にできるのかということなのですが、これは前にもご説明申し上げましたが、県の観光施設整備事業の無料施設というような形の指定で補助をいただいておりますので、入館料とか、例えば蔵ギャラリーをどこかが借りましたと、それを見るために入館料を500円取るとか、そういったことはできません。ただ、ここで営業とかといったのは、お金を取らなくても営業目的で使用するということはあるという想定で、運用上そういうことがあるということ想定した中で、営業の場合には要するに増額しますというのでうたわせてもらったということでございます。

以上です。

議長（大黒孝行君） 11番。

11番（土屋 忍君） この施設でそういうようなことは余りないんですけれども、例えばの話でいいますと、市民文化の小ホールで何とかガスだとか何とか電気だとかというのが展示会なんかをよくやっているわけです。それは当然、業者をあれして、そこではお金のやりとりはないわけですが、メーカーの宣伝をするとかそういうことは当然、毎年やっているわけです。そのようなたぐいのものを想定するということの理解でよろしいのかどうか、ちょっと説明してください。

議長（大黒孝行君） 観光交流課長。

観光交流課長（稲葉一三雄君） 例えばガスですとか電気の展示会とかというのはスペースがそんな広くないものですから、蔵ギャラリーにしても大体30ちょっと、32平米ぐらいですね、その程度ですので、そういったようなことはできないと思っています。

蔵ギャラリーのほうは大久保婦久子先生の展示を基本としております。ただ、一年中それができるということもありますので、例えば市民のほうからこういった展示をしたいというような要望があったときには受けられるような形でまず規定させていただいたと。

先ほどの商業宣伝の部分につきましては、基本的には狭いところですので、その中で何

らかの展示をする中で、それがお金は取らなくても営業活動というふうにみなされる場合は多々あるわけです。その場合を想定しているというふうにご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑ありませんか。

7番。

7番（沢登英信君） この条例が一つの観光施設として観光の観点から出されたということではありますが、内容を見ますと貸し館事業ではないかと、この条例の規定がですね。そうしますと本来の目的の観光の施設としてどう使うのかという、この使う計画が条例と一緒に資料として出されなければならないと思うわけです。

そこでお吉踊り等々をやられて観光客に見せるとかというようないろんな計画があるんだろうと思うんですが、直営でやるというからにはですね。そういう計画とこの条例があわせて出されませんと全体が把握できないと。この条例だけ出しますと、これは単なる貸し館だと。何で貸し館に5,000万もの金を使って市民に大変安い値段で貸せるのか、おかしいじゃないかと、こういう疑問が当然出てこようかと思うわけです。その点がどうなっているのか、まず1点お尋ねしたい。あくまでもこれは観光施設として市の観光交流課が直営で当面経営をするといえますか、運営をする施設であると、こういうぐあいに認識してよろしいのかと。

さらに、料金を取るということですが、大久保婦久子さんの作品を蔵等に展示するんだと、こういう計画で来たと思うわけです。それらのものは当然、無料で市民や観光客にお見せをする、こういう姿勢だろうと思うわけです。さらに観光の観点からも、下田の文化を高揚していくというようなことであれば、当然、蔵ギャラリーを使って展示したいという作者や芸術家も出てこようかと思うわけです。そういう人たちに、やはり料金を取るのではなくて無料で提供する、無料で協力していただく、こういう姿勢こそが必要なんじゃないかというような気がするわけです。

これが営業用の施設として料金設定をしていない、非常に安価といえますか、そういう設定じゃないかというような気もするわけです、この料金体系を見ますと。ですから、この料金体制で旧澤村邸の電気代や水道代やいろんな経費が出るというようなことを見込んでいるのか見込んでいないのか、恐らくそういう見込みで料金表が設定されているものではなからうと、こう思うわけですが、そこはどうかと。

公共料金審議会でこの値段を決めたということですが、金額からいきますと他の公民館等の貸し館施設と同じような見解で料金設定をしているのではないかと、こんな気が

するわけですが、料金について基本的にどういう考えでこの金額を設定されているのかという点をお尋ねしたい。

それからさらに、減免制度第8条でございますが、全くこれらの規定も貸し館そのものの精神のもとにつくられている規定ではないかというぐあいに思うわけです。ですから、観光施設として、これはやはり基本的に問題を整理していただいて、この条例は出し直してもらってもいいような内容ではないかと、こんな気も一方でするわけであります。

そういう点では、特に指定管理者の規定が直営でやるという状況の中で今本当に必要なかと。直営といいますと、当然、今の段階で考えられますのは観光協会にお願いをする、あるいは振興公社にお願いをする、ほぼ公的な機関にお願いをするということになるうかと思うんですが、この施設で採算がとれるような状況にはないんじゃないかと。そういう利益を生むための施設でもないんじゃないか。そこの性格づけをきちりとしていただく必要があるんじゃないかというような気がするわけであります。そういう点からいえば指定管理者の規定も現時点では全く要らないんじゃないかと、こう思うわけです。

これらの点についてのご見解をお聞かせいただきたいと思えます。

議長（大黒孝行君） 観光交流課長。

観光交流課長（稲葉一三雄君） まず、条例の件ですけれども、公の施設の設置と管理条例、それらに規定する内容は自治法の中の運用の中で大体定められているところがございます。これが公の施設でなければ条例がなくてもいいのかもしれませんが、あくまでも公の施設というふうな管理になりますので、その中で設置に関する規定の中では、名称、位置等はまず規定しなさいと。管理に関する事項の条例には、利用の許可及びその取り消し、使用料の額及び徴収方法、使用料の減免、利用制限等につき定めてくださいと。必要があるときは、指定管理者に管理を行わせることと。うちのほうは、できるという規定で、下田市の条例の中でもみんなできる規定の中で、それをしていこうという意志があると決まったときには最終的に選定委員会を開いて議会の議決を得て指定管理者を定めていくわけです。この条例はあくまでも指定管理者にも管理することができるという規定ですので、もうするというわけではありません。

ただ、当初の条例制定において、現在は指定管理者というものを視野に入れるか、直営ということが大体主流になっておりますので、今回定めさせていただいたということです。

条例の内容につきましては、基本的にこの条例で設置管理条例として不備があって出し直すというようなことは全くないと思っております。ただ、運用の面でまだ明白ではないのか

と、その辺とセットにしないとなかなか施設がわからないというのは理解できます。

先ほどの逐条解説の4ページにありますけれども、まだこれは大きな話なんですけれども、母屋につきましてはメインとして観光客や市民等の来遊客の休憩場所を中心とした施設と考えております。蔵ギャラリーに関しましては美術品等の展示を中心とした施設で、これは美術品というのは主に大久保婦久子先生のもので、この施設の入館料は逆に言うと取れませんので、基本は無料です。ただ、何かあいたときにこういったことをやりたいという場合があった場合、ここで第7条の使用料とか貸し付けることができるという規定がないとその都度貸せるか貸せないかという議論からなりますので、これは市民や利用者への公平性の観点からも、貸せることができているという料金だということは条例の中で周知していくということが施設条例をつくる中では必要な事項だと考えております。

大久保婦久子さんのやつは無料で見られますよと。基本的には、この施設は一般の利用者はすべてお金を取るということがないということです。

経費の面ですけれども、先ほども申しましたとおり、この使用料で経費を賄うことを目的にこれを設定しているというよりも、この施設を皆さんに使っていただくためにこういった条例でこういうふうに使えますよということを周知することによって、知らなかったとかそういうことでなくて、公平性の観点からもこういった形で最低料金で設定させていただいているということでございます。

減免規定ですけれども、これは文化会館等すべて、道の駅もそうですけれども、今、減免規定は戦略会議の中で統一しようというような話が4年ぐらい前にありまして、減免規定が各施設で違うのはおかしいのではないかなというような形で、統一していくという方向でやっておりますので、そういった統一性を持った、他の施設との整合性を持ったものとして提案させていただいております。

指定管理者の規定が必要かどうかということにつきましては、これはできるという規定ですので、当局としてはあくまでも指定管理者制度ができるという規定は当初の段階から入れておきたいというふうを考えております。また、そういうふうなつくり方が今、主流になっているというような認識でおります。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 7番。

7番（沢登英信君） 自分の言っている意味をよく理解されていないような気もするわけですが、公の施設であるので条例をつくるというのはおっしゃるとおり当然のことだろうと思

います。しかし、これを市が直営でやるんだということであれば、基本的には365日、1日24時間、市がどういうぐあいに下田市の活性化のために使っていくのかと、この姿勢がなくてはおかしいんじゃないかと、こう言っているわけです。そういう計画をきっちり市が組めば、貸せるなんていう時間帯があるのかと。そういうものとの調整を当然図らなきゃならない。

観光施設として観光客が休息所で使うときには無料だというわけですよ。そうしますと、貸し館で貸せるんだということになれば貸している間は観光客の人たちはどうするんだと、その休み場はなくなってしまうんじゃないかと、こういう矛盾が出てくるんでしょう。こういうことを言っているわけです。

ですから、むしろこれは観光施設として、貸し館として位置づけるのではなくて、市がその運営をきっちり計画を立てて、観光客や市内の活性化のために利用していくという姿勢を基本的に柱を通してもらわなくてはまずいんじゃないですか、こういう質問しているわけです。

そういう考えからいくと、指定管理にするだとかこんなものは要らない。直営でやるという姿勢をきっちり示しなさい。そして、これをどういうぐあいに運営し、提供していくのかという計画をもう一度練り直していただいて、この条例を出していただいたらどうでしょうか。そういう観点が全くこの条例の中に欠落しているんじゃないかという指摘をしているわけです。

議長（大黒孝行君） 質疑の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

午前11時 3分休憩

午前11時13分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き説明を求めます。

観光交流課長。

観光交流課長（稲葉一三雄君） すみません、私の説明の仕方が悪かったようで少し誤解を得ているようなんですけども、基本は、やはり先ほどの4ページにありますように、母屋につきましては観光客や市民等の来遊客の休憩場所というような位置づけとなっております。蔵ギャラリーについても大久保婦久子先生を中心とした美術品等の展示と、基本的には無料の施設ということで間違いはございません。その辺が私、使用料のことばかり言ったもので

すからちょっと変な誤解を受けたと思いますけれども、したがって貸すことを中心としている施設ではないということは確かでございます。ただ、借りたいという必要性とかそういった方があった場合には貸すこともできるというようなとらえ方をさせていただきたいと思っております。

あくまでもこの施設は、第1条の設置目的にありますとおりに、魅力ある観光地づくりを推進し地域振興に寄与すると、その拠点ですということで、母屋についてはそういった休憩場所を中心とした施設、蔵ギャラリーについてはそこに書いてあるような内容ということで、ちょっと誤解を招くような回答をして申しわけございませんでした。

以上です。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

1番。

1番（竹内清二君） 今の沢登議員の質問と重複する部分もあるんですけども、もう一度明確にお答えいただきたいんですけども、目的に地域振興に寄与するということが明確にしております。地域振興とはもちろん経済振興あるいは観光振興ということで書かれていると思うんですけども、先ほど答弁の中で、この場所は基本的には休憩場所、憩いの場所で提供するということがございましたが、使用する側、借りる側の立場からすると、例えばあそこが黒船祭りやあじさい祭り、あるいはキャンドルカフェ、人がいっぱい集まったときにはやっぱり営業目的で使いたい方が借りに来ると思うんです。1日3,000円であそこで営業ができるのであれば多分、確実に借りる方が来ると思います。そういった肝心なときに、人が多く集まるときに今、観光交流課長がおっしゃった休憩場所や憩いの場所に果たして提供できるのでしょうか。この条文から見ると、そういった方を排除することができない条文になっていると思うんです。

ある程度、使用权の禁止条項あるいは制限条項の中で、市のイベントあるいは公益的な事業に関する使い方はそちらを優先するという条文を一文入れないと、先ほど沢登議員がおっしゃった貸し館事業になる可能性が十分備わる条例ではなかろうかなと思います。

その点について、課長が先ほどおっしゃった答弁と今の条文との差異が今の時点でないかどうかをご答弁いただきたいんですけども。

議長（大黒孝行君） 観光交流課長。

観光交流課長（稲葉一三雄君） 市のイベント等の利用とかが使用によって制限されるということは基本的には考えておりません。というのは、どこの施設でもそうなんですけれども、

当然、市の施設として文化会館とか、例えば黒船祭をやるとかそういったようなときには市のほうからも話をして事前に押さえるというようなことをしておりますので、必要な場合は、そのイベントに沿って目的に沿う施設の利用をするということについては、当然、使用申請が出てきて、それが重なっていれば調整するということはできます。それは今、既存の施設も同等だと思っておりますので、そういったことがないように運用面でしているのが実情ですので、大丈夫だと思っております。

以上です。

議長（大黒孝行君） 1番。

1番（竹内清二君） くれぐれもこの条例、あるいは澤村邸のそういった賃貸業務で民間とのトラブルが起り得ないような形の条例の制定をお願いしたいと思います。

あともう1点、大変失礼というか、先ほど田坂議員の質問にありました2階の使用の件で、イニシャルの制限のためにどうしても耐震が気づかなかった、2階については俗に言う特殊建築物扱いにならなかったという見解を先ほど課長のほうからいただきましたが、それについてもう一度答弁をいただきたいんですけども、2階は一般の方は上れないんでしょうか。休憩場所あるいはフルオープンにできない状況なんじゃないんでしょうか。

議長（大黒孝行君） 観光交流課長。

観光交流課長（稲葉一三雄君） 2階の部分につきましては確かに先ほどのご指摘のとおりだと思いますので、運用面でどのような活用ができるかということはまた再度精査していきたいと思っております。

以上です。

議長（大黒孝行君） 1番。

1番（竹内清二君） ありがとうございます。ぜひともこの澤村邸、活用することは、下田の数少ないピンポイントをどんどん利活用するかなり肝になる箇所だと思われまますので、ぜひとも有効活用できる第一歩を踏み出していきたいと思っております。

以上です。

議長（大黒孝行君） ほかに。

5番。

5番（鈴木 敬君） 1点お聞きしたいんですが、基本的には直営で管理するというふうなことを何回もおっしゃっていますが、具体的にはどういうふうなことなのか。今までもボランティアガイド協会なんかにあそこに駐在というか、いてもらって管理と運営を任せような

んて話もあったんですが、それが実現していない。その中で直営という言葉、これ、市の職員をあそこに張りつけるんですか。それともどのような形をイメージしているのか、まずその点をお聞きしたいなと思います。

議長（大黒孝行君） 観光交流課長。

観光交流課長（稲葉一三雄君） 現状、臨時職員と、あと市の職員がずっと張りつくということは考えておりません。したがって、臨時職員の雇用と、あと観光交流課のほうで市の職員がそれらが不足するときに出るといような形の管理を考えております。

以上です。

議長（大黒孝行君） 5番。

5番（鈴木 敬君） あと1点、活用の仕方なんですが、例えばあじさい祭りなんかのときに1カ月間ぐらい、あるいは土日でもいいんですが、あそこでお茶席をすると。その人たちにお茶を接待するときに500円なり何円なり取るということはこの条例からいうとできるんですか、できないんですか、そういうふうな利用の仕方というのは。

議長（大黒孝行君） 観光交流課長。

観光交流課長（稲葉一三雄君） その辺は県の補助金の関係で微妙なところもありますので、県のほうと運用面については再度詰めることとなりますけれども、基本的に茶席のときにイベントとしてそういった費用というか体験料を徴収するというようなことについては、県のほうとも今協議している最中ですので、それについては今明確に、こういったものはいいです、こういったものはまずいですというような形はこれから3月までに詰めるような形で今、県と話をしている最中です。

以上です。

議長（大黒孝行君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 第4条で、母屋は観光客や市民等の来遊客の休憩場所を中心としたそういうふうな使い方をするんだというふうに規定してありますが、ただ、あそこの建物、建物自体としての建築学的なそういう重要性というのはそれほどはないわけですし、特別な建物というわけでもないわけですし、あそこに行って休憩するといっても何かしらなければただ行って座っているのかどうなのかという、それだけのことで人が来てくれるのか、あの建物の活用ができるのかどうなのか。休憩ならそれなりのおもてなしとか等々も必要になってくるのではないかと。そこら辺、ギャラリーを見る客だけを集めればいいということでもなくて、あの建物に一人でも多くの観光客に来てもらって利用してもらって、それによってべ

リーロード全体、下田市全体の観光の活性化に資するような、そのような使い方をするというのであれば、やはり単に場所を提供して、さあ休んでください、それだけではあの建物にそれだけの魅力があるのかどうなのか、私としてももうちょっと何かしら物品か、あるいはさまざまな、どういうふうなものを提供するのか、これからいろいろ考えていくことと思いますが、そういうふうなことをやらなければ、さあ来てくださいと言うだけで来てもらえるものなんですか。そこら辺を市はどういうふうに考えていますか。

議長（大黒孝行君） 観光交流課長。

観光交流課長（稲葉一三雄君） 現状で、今おっしゃるとおり、ただそこに建物があって、中が無料で見られるということで人が来てくれるかということは大きな課題だと思っています。したがって、先ほど言いましたように市の事業としてあそこで何らかの展開をしたい。現在、伝統文化という形でやっているわけですがけれども、担当課としてはそれを継続したいと、それによって施設が活性化できるというような形で、今、他の補助金等も探して準備を進めています。それが確実にできるという状況はまだお答えできませんけれども、議員のご指摘のとおり、あそこで何らかの事業なり人を呼ぶような仕掛けをしないとまずいということは認識しておりますので、また今後、その辺については調査するとともに具体化していきたいと思っております。

以上です。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第49号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

#### 議第50号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第50号 下田市暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（峯岸 勉君） それでは、議第50号 下田市暴力団排除条例の制定についてをご説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案件名簿の10ページから12ページをお開き願います。

10ページは議案のかがみで、下田市暴力団排除条例の制定につきまして、次の11ページから12ページのとおり制定させていただくものでございます。

提案理由は、暴力団から市の行う事業や青少年へのかかわりを排除し、安全な市民生活と健全な社会経済の発展に寄与するためであります。

条例の内容につきましては、条例改正関係等説明資料で説明させていただきますので、お手数ですが、資料の12ページから15ページをお開き願います。

では、12ページから願います。

まず、第1条におきまして、本条例の内容を要約するとともに、その目的を規定しております。目的は、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全かつ平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することです。

次に、2条におきまして、用語の定義を規定しております。暴力団、暴力団員、暴力団員等、市民、事業者、市民等について、記載のとおり定義をいたしております。

13ページをお願いします。

次に、3条におきましては、暴力団の排除を推進する上での基本理念を規定しております。基本理念は、暴力団を恐れない、資金を提供しない、利用しない、この3つが基本となっております。

次に、4条におきまして、前条の基本理念に基づいて市の役割を規定しております。第1項で暴力団の排除に関する施策の総合的推進、2項は県に対する情報提供を求めています。

次に、5条におきまして、第3条の基本理念に基づきまして市民等の役割を規定しております。第1項は市民としての役割、第2項は事業者としての役割、第3項は市民、事業者からの情報提供を定めています。

14ページをお願いします。

次に、6条におきまして、市が実施する事務及び事業が暴力団を利することにならないよう、市の責任を措置として規定しております。1項におきまして入札に参加させない措置、2項で通報、報告制度の措置を定めています。

次に、7条において、市が行う市民等に対する暴力団の排除に係る支援を規定しております。第1項で情報の提供や助言、第2項で広報、啓発活動というものを定めています。

次に、第8条において、青少年に対して暴力団の悪影響が及ばないように、市の教育上の責任を措置として規定しております。第1項が暴力団に関する教育上の措置、第2項は保護者その他青少年の育成にかかわる者への情報提供の措置を定めています。

15ページになります。

次に、第9条におきまして、暴力団に対する財産上の利益供与の禁止を規定しております。第1項で暴力団を利用する上での利益供与の禁止、第2項は暴力団活動に協力する上での利益供与の禁止を定めております。

次に、10条におきまして、市民等が暴力団の威力を利用することの禁止を規定しております。

次に、11条において、委任条項を定めてございます。

ここで、議案件名簿の12ページに戻っていただきまして、附則で施行期日を規定しております。施行日は平成24年4月1日となっております。

以上をもちまして、下田市暴力団排除条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

6番。

6番（岸山久志君） 基本理念の3条の中に「暴力団を恐れないこと」と書いてありますが、この意味は仕返しとかそういうのを恐れずに立ち向かおうということで書いてあると思うんですけども、条例で精神的なことを「恐れない」なんてこういう形で書いていいものかどうかというのをちょっとお尋ねします。

議長（大黒孝行君） 市民課長。

市民課長（峯岸 勉君） この条例に先立ちまして、静岡県のほかでも条例を作成しておりますけれども、静岡県の条例の第3条、同じように基本理念というのがありますけれども、その中で暴力団を恐れないことという表示が書いてあります。

議長（大黒孝行君） 6番。

6番（岸山久志君） 書いてあるから書いていいというものではないと思うんです。これは、恐れないということは恐れたら条例から違反になるということになっちゃうんじゃないですか、精神的なことは。だから、言っている意味は確かにわかりますよ。いかがですか。

議長（大黒孝行君） 市民課長。

市民課長（峯岸 勉君） 暴力団を恐れないというのは、もうちょっと具体的に申し上げますと、組織的暴力を行使する暴力団に対して社会全体が暴力団の存在を許さないという、そういう対決姿勢を持って毅然として立ち向かうことを暴力団を恐れないという、このように

考えております。こういうことになりますので、恐れたから条例違反ということではないというふうに考えています。

議長（大黒孝行君） 6番。

6番（岸山久志君） わかります。それは当然わかるんですけども、こうやって条例に「恐れない」と書いちゃうと恐れたら条例に違反するということにならないんですか。だから、こういう精神的なことを条例に書くということはかなり難しいところが出てくるんじゃないかと思うんですけども。

議長（大黒孝行君） 市民課長。

市民課長（峯岸 勉君） ここは基本理念ということの基本としてやらせていただいておりますので、考え方ということで、ちょっと説明がうまくなくて申しわけないんですけども、理念ということですので、恐れたから条例違反ということではないと考えています。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

14番。

14番（大川敏雄君） 1点だけ質問させていただきたいと思うんですが、基本的なことですが、下田市が条例を制定する場合に、いわゆる法律を根拠にして条例を制定する場合と独自条例があると思うんです。今回の場合ですが、この条例を読んだ場合、過日、9月1日の代表者会議で県の排除条例をいただいているわけですが、これを少なくとも読んだ限りにおいてはいわゆる県の条例との整合性というのはちょっとわからないわけなんです。

わかりますか。条例を制定する場合には通常、法律で、いわゆる市で条例を制定しなさいと、こういう場合のこれに基づく条例を制定する場合と、独自に条例を制定する場合と、大きく分けて二通りがあると思うんですが、今回の場合、いわゆる県条例と市の条例の整合性がちょっとよくわからないんですが、この点については市当局はどういう形で考えていますでしょうか。

議長（大黒孝行君） 市民課長。

市民課長（峯岸 勉君） 先ほど申し上げましたように、既に県の条例は今年の8月1日から施行されているんですけども、県の条例と市の条例の整合性ということなんですけれども、基本は市の条例は県の条例を補完するものということになるわけです。

ちょっと具体的なところで申し上げなきゃならないんですけども、県の条例にも県の事務事業という言葉を書いているわけです。例えば、これは県が発注する公共工事は県の条例でももちろん規制できるんですけども、県の条例では市町の発注する工事は規制できないも

のですから、そこを補完する形で各市町が条例をつくって一緒になって暴力団に対していく  
ということで、県の条例は市の条例よりもほかにもたくさん、市の条例は11条ですけども、  
県の条例は20条以上ありまして、暴力団からの離脱とか国・他県との連携、市町への  
協力、暴力団事務所の設置禁止とかというような条文が入っているんです。そこは市のほう  
は置かないで、先ほど申し上げたんですけども、基本理念という形でこの条例をもって県  
の条例を補完する形で暴力団と対抗していこうという形で、関連を持っているということで  
ございます。

議長（大黒孝行君） 14番。

14番（大川敏雄君） 実は、市が今提案された条例だけでは、一体県の暴力条例はあるの  
かどうなのか、ちょっとわからないです。我々はこれを事前にもらっているから、そして  
聞けば、基本理念との関係で、我々も県民であり市民であるから両方見てそれに適合すれば  
いいんだと、こういう考え方が立つと思うんですが、例えば基本理念の中でこれこれの県の  
条例を遵守するほか云々という、そういう整合性を明記する必要があるのではなからうかな  
と思うんですが、いかがですか。

議長（大黒孝行君） 市民課長。

市民課長（峯岸 勉君） 市の条例において県の条例のどこのことということは、記載しなく  
ても特に問題はないというふうに考えておりますけれども。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

7番。

7番（沢登英信君） 下田市の暴力団排除条例を制定することによってどういう事態を想定  
しているのか、まずお尋ねをしないと、こう思うわけです。どういうところが変化して明る  
い社会ができるんだと考えているかと。

具体的に言いますと、海水浴場の白浜のある一定の部屋を夏の間貸し切る、あるいはバナ  
ナボートで漁港を無断占有する、こういうような問題について市はどのような対応がこの  
条例によってできるのかできないのか、やる気があるのかないのか、どういうことになる  
のかお尋ねをしたいと思います。具体的にこの条例によってどういうところが改善してどう  
いうことを想定しているんだと、具体例を挙げていただければありがたいと思います。

議長（大黒孝行君） 市民課長。

市民課長（峯岸 勉君） 具体例ということなんですけれども、この条例を出す前に下田警  
察署の刑事課のほうとも条例の内容の確認とか運用について相談、情報提供いただいたんで

すけれども、警察のほうから言っていた事例ですと、一例は、例えばホテルに予約が入ったときに暴力団ではないかというような問い合わせが警察にあった場合は、警察のほうできちんとした回答をし、暴力団関係者であれば予約を断るといったようなことがあるということでございます。

それから、あと具体的にということになりますと、条例の6条のところに市の事務及び事業における措置ということで、例えば市の事業ですと、市営住宅を貸すとか補助金を交付するとか市の施設を利用するということがありまして、それを個々に暴力団あるいは暴力団とおぼしき者には貸さないとかそういうものがあるんですけれども、この条例をつくることによって市の事務事業全体に対応できると、そういう事態を考えておるわけです。

先ほどちょっと指摘があったバナナポートというような、それからそれを営業していることによってその方がというか、暴力団がそういう営業をしていて、それが暴力団の資金源になるということになれば、それは市の条例なり県の条例なりで対応できるということでありませう。

議長（大黒孝行君） 7番。

7番（沢登英信君） よくわかりませんので委員会のほうでというような思いはありますけれども、そうしますと、暴力団であるかどうかということの判断は市はできないと、県条例で県の県警等々が判断をすると、こういうことなんでしょうか。

それともう1点、具体的には、黒船祭やいろんな行事をやりますと夜店等々かつてはにぎやかでありましたが、交通上問題があるとかどうかとあって警察はそれらのほうに一定の規制をかけてくると、こういう具体的な事例もあると思うんです。これらとの関係はどうなるのかという点を再度お尋ねしたいと思います。

議長（大黒孝行君） 市民課長。

市民課長（峯岸 勉君） これも警察との話し合いの中のことでございますけれども、下田市の中には20人程度の暴力団というものを警察では承知していると。だから、それをいきなりお教えすることはできないから、照会については警察に逐次言っただけであればお答えするということです。

そして、暴力団の資金源ということなんですけれども、暴力団ですと言って営業する人というのはほとんどいなくて、隠れてわからないということになりますので、いわゆるご指摘のイベントとかショー、そういう中で物を売ったりする人が確かにいらっしゃるわけですが、そこも警察のほうで対応していただけるというふうに回答はいただいております。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第50号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

#### 議第51号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第51号 下田市の市長選挙記号式投票に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（峯岸 勉君） それでは、議第51号 下田市の市長選挙記号式投票に関する条例を廃止する条例の制定についてをご説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案件名簿の13ページ、14ページをお開き願います。

13ページは議案のかがみで、下田市の市長選挙記号式投票に関する条例を廃止する条例の制定についてを14ページの内容のとおり制定させていただくものでございます。

提案理由は、下田市長選挙の投票方法について、自書式投票にするため、記号式投票に関する条例を廃止するものであります。

この条例によりまして、現在、下田市長選挙の投票方法につきましては、当日投票は記号投票により、点字投票、期日前投票、不在者投票は自書式投票という規定になっております。この条例を廃止することにより、すべて自書式投票とするものでございます。

続きまして、14ページの条例改正の附則であります。この条例は公布の日から施行するものであり、次回の市長選挙から適用しようとするものでございます。

以上をもちまして、下田市の市長選挙記号式投票に関する条例を廃止する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第51号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

議第52号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第52号 用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（滝内久生君） 議第52号 用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の15ページ、16ページをお開きください。

用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由は、用品調達基金を廃止するためでございます。

附則として、この条例は平成24年2月1日から施行するものでございます。

本条例は、用品の集中購買を実施することにより用品の取得及び管理に関する事務を円滑かつ効率的に行うため、昭和39年3月に制定されたものでございます。現在取り扱っている用品は、封筒、納付書、2万5,000分の1の管内地図の3品目でございます。条例制定時の目的は完了したと思われることや、用品調達事務が煩雑で事務の簡素化の面からも廃止することとしたものでございます。

県内各市の状況でございますが、基金が設置されているのは23市中、下田、三島、島田の3市でございます。

今後でございますが、納付書は出納室、封筒は総務課と教育委員会、地図は建設課、それぞれにて管理する予定で、12月補正におきまして各課に購入予算を計上し、その後、用品を購入していただき、基金を整理するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第52号 用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第52号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

議第53号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第53号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

施設整備室長。

施設整備室長（土屋和寛君） それでは、議第53号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案件名簿の17ページをお開きください。

下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由ですが、下田市新庁舎等建設基本構想及び基本計画の策定に関し、市長に答申する事務を行うため、附属機関を新たに追加するものでございます。

それでは、条例改正等説明資料の16ページから17ページをご覧ください。

下田市附属機関設置条例の一部を次のように改正するもので、16ページが改正前、右側17ページが改正後となっており、アンダーラインの箇所が今回変更するところとなっております。

別表の「下田市老人ホーム入所判定委員会」の次に「下田市新庁舎等建設基本構想・基本計画審議会」を追加するものでございます。

さて、議案件名簿の18ページに戻っていただきまして、附則です。この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議第53号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わりとさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

5番。

5番（鈴木 敬君） 新庁舎等となっていますけれども、この「等」というのはどういうふうなものを含んでいるのか。

議長（大黒孝行君） 施設整備室長。

施設整備室長（土屋和寛君） 今回の計画が新庁舎と図書館の複合建築物という形になって

おりますので、「等」ということで書かせていただきました。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第53号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

午前 11時 52分休憩

午後 1時 0分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第54号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第54号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤晴美君） それでは、議第54号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案件名簿の19ページをご覧いただきたいと思います。

下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、スポーツ基本法施行に伴う所要の改正及び補導員報酬の見直しに伴う所要の改正を行うためでございます。

20ページをご覧いただきたいと思います。

下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表、体育指導委員の項中、「体育指導委員」を「スポーツ推進員」に改める。

第2条、下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表、青少年補導員の項中、「2,000円」を「1,500円」に改めるものでございます。

附則の規定でございますが、この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行するものでございます。

別表の説明でございますが、条例改正関係等説明資料の18ページ、19ページをご覧くださいと思います。

第1条の改正の関係でございますけれども、18ページ、別表の下段ですけれども、アンダーライン部分で「体育指導委員」という名称を19ページで「スポーツ推進委員」に改めるものでございます。

続きまして、20ページ、21ページをご覧くださいと思います。

第2条関係でございますが、青少年補導員の報酬額を「2,000円」から「1,500円」に改正するものでございます。

以上、大変雑駁ですが、説明を終わらせていただきたいと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

3番。

3番（伊藤英雄君） 第2条の青少年補導員の報酬を2,000円から1,500円に引き下げる理由は何ですか。

議長（大黒孝行君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤晴美君） 県内の各市の補導員さんの報酬額をまず調査させていただきました。その中で一番高いところは裾野市さんの1回2,200円、一番低いところは伊東市さんの1回1,000円ということで、県内各市の報酬額がまちまちでございました。そういった中で平均的な金額を求めますと1,500円ということで、まず1,500円ということ想定させていただいたものです。

それとあと、現状、下田市内では青少年の非行に関する問題と申しますか、そういったものは比較的他市に比べますと落ちついている状況でございます。1回当たりの補導活動に要する時間等も勘案して1,500円に改正をさせていただいたものです。

議長（大黒孝行君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 補導員さんの1回当たりにかかる時間、どの程度、僕らの中では祭りだとかそういうときに夜間、PTAなんかで回ったりしていますけれども、総額でいって僕

はそんなに大した額にいかなくて、わざわざ引き下げなくたって実害は出ないんじゃないかと。しかも、何も他市に合わせる必要もない。むしろどう充実していくかのほうに神経を使ったほうがいいんじゃないかなというふうに思いますけどね。

この間の最初の日の質問でしたか、いじめの件数が結構出ていたりしていたんだけれども、常に校内で行われるのか校外で行われているのかわからないんだけれども、その一番最初の動機がよくわからないんです。補導員さん、つまり財政的にやっぱり結構額が要ってますよとか、これを引き下げれば影響がありますよとか、補導員さんから、いや、これもらい過ぎだから返上したいという声があったのか、どうも補導員は余り仕事はしてないようだからこの際削ってやれというふうに担当部局として考えているのか、何で引き下げるという発想が出たのかがよくわからないんだけれども。

議長（大黒孝行君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤晴美君） まず、補導活動に要する時間でございますけれども、主に1回当たり1時間半ぐらいが通常、活動で要している時間でございます。

あと、内容の充実ということなんですけれども、確かに予算的には例えば今年度36万円分の年間予算でございます。24年度予算を組んでおる金額が32万4,000円ということで、2,000円から1,500円に引き下げることによって金額としては3万6,000円の減額ということになりますけれども、活動内容としまして、本年もそうなんです、年間各地区で6回程度補導活動を行っています。来年度の話ですけれども、来年度についてはこの6回プラス予算の範囲の中で、毎回全員補導員さん出てくるわけではありませんので、回数を増やしたり、あと内容も研修等も行っていきたいということで考えております。

以上です。

議長（大黒孝行君） 3番。

3番（伊藤英雄君） わかりました。

ここで指導員さんの報酬を減らした分だけ研修なり、もっと中身の充実のほうに予算を新たに付けていただくように要望して、終わります。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第54号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

議第55号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第55号 下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（前田眞理君） それでは、議第55号 下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の21ページをお開きください。

今回の条例改正につきましては、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第83号）が本年6月30日に公布され、同日施行されたことにより、下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

また、今回の改正につきましては、国から示されました改正文どおりの改正となっております。

提案理由といたしましては、さきに述べました法律が施行され、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応した税制の整備が図られたことから、本条例について所要の改正をしようとするものでございます。

条例改正案の内容でございますが、今改正の中で罰則の改正が幾つか出てきております。これは、国税の罰則が2010年度の改正で強化されたことにより地方税の罰則も軒並み強化するものと、上級法の改正により条文の整備をさせていただくというものでございます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の22、23ページをお開きください。

左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインの部分が今回改正するところとなっております。

条文の朗読については省略させていただきますが、順に説明をさせていただきたいと思っております。

初めに、題名でございますけれども、3つ以上の条例の一部改正を1つの一部改正条例で行う場合、何々条例等の一部を改正する条例というつけ方になっております。「等」が入ることによってございます。それに従いまして、今回の題名は下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例となっております。

第1条、下田市税賦課徴収条例（昭和30年下田市条例第31号）の一部を次のように改正す

る。

第26条、この改正につきましては、市民税の納税管理人に係る不申告に関する過料でございます。過料の金額「3万円」を「10万円」に改正するものでございます。

第34条の7、これは寄附金税額控除に関する条文でございます。本年3月に発生した東日本大震災に伴い、従来は都道府県と市町村に対する寄附金だけが控除の対象として受けられておりましたが、中央募金会や日本赤十字社に東日本大震災の義援金として寄附した場合も個人住民税の寄附金税額控除として特別控除が受けられるものとなったものでございます。

また、改正前の第34条の7で、第1号から第5号まであったものを、第1号と第2号を削除し、「第3号」を「第1号」、「第4号」を「第2号」とし、第3号は新たにつけ加え、「第5号」を「第4号」とし、第2項においても第1号から第3号を削除するものとなっております。

第36条の3第2項中の施行規則第2条の3第1項の次に書かれております「各号に掲げる」を「に規定する」と改正し、同条の4の1項中、冒頭の「納税義務者のうち」を「納税義務者が」、過料「3万円」を「10万円」に改正するものでございます。

第53条の10、退職所得申告者の不提出に関する過料でございます。第1項中、過料「3万円」を「10万円」に改正するものでございます。

第61条、固定資産税の課税標準の9項中3段目及び第10項中同じく3段目、「法第349条の3第1項」とあるのを「法第349条の3第12項」に改正するものでございます。

第65条、固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料でございます。第1項中、過料「3万円」を「10万円」に改正するものでございます。

第75条、固定資産に係る不申告に関する過料の第1項中、過料「3万円」を「10万円」に改正するものでございます。

第88条、軽自動車税に係る不申告に関する過料の第1項中、過料「3万円」を「10万円」に改正するものでございます。

第100条の次に第100条の2を加え、第100条の2、たばこ税に係る不申告に関する過料でございますが、第1項は、正当な事由なく提出期限までに申告書を提出しなかった場合は、10万円以下の過料を科するとなっております。第2、第3項においては、過料の額は情状により市長が定める。また、過料に関する納入通知書に指定する納期限については、発付の日から10日以内とすると定められております。

第105条の次に第105条の2を加え、第105条の2、鉱産税に係る不申告に関する過料でござ

ございますけれども、この条文については先ほどの第100条の2と同様の改正でございます。

次に、第107条、鉱産税の納税管理人に係る不申告に関する過料及び第133条、特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料でございますけれども、第1項中、過料「3万円」「10万円」に改正するものでございます。

「第139条の2」を「第139条の3」とし、第139条の次に第139条の2、特別土地保有税に係る不申告に関する過料に関する条文を加えるものでございます。この条文についても第100条の2と同様の改正でございます。

第151条、入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪でございますが、条文の第1項中、罰金額「3万円」を「10万円」に改正するものでございます。

第152条、都市計画税の納税義務者につきましては、条文の整理でございます。

次に、附則の改正でございます。

附則第7条の4、寄附金全額控除における特例控除額の特例につきましては、さきにご説明申し上げました第34条の7の改正に伴う特例控除額の改正となっております。

附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例、第1項は、冒頭の「昭和57年から平成24年度」でありますものを「平成27年度」に、1行目の右側「所得割」の部分から5行目「に限る」を「法附則第6条第4項に規定する場合」に、次の行「送達されるとき」の「とき」を漢字とし、2行目下「その肉用牛」とあるを「肉用牛」に、その続きの条文「同法」とあるを「租税特別措置法」に改め、3行下、丸括弧のところ。「前年の」から何々「を控除した額」と書いてございます部分を削除するものでございます。

第2項中、1行目の「所得割」の部分から6行目「ないものである場合を含む」と書かれておりますのを「法附則第6条第5項に規定する場合」に、同行「その肉用牛」とあるを「肉用牛」に、その続きの条文「同法」とあるを「租税特別措置法」に改め、3行下「次に掲げる金額」を「法附則第6条第5項各号に掲げる金額」に改め、同法第1号及び第2号を削除するものでございます。

次に、附則第10条の2、新築住宅に対する固定資産税の税額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告でございますが、第4項中、3行目「第31条の規定による認定」を「第7条第1項の登録」に、第7項中4行目、附則「第7条第9項」を「第7条第8項」に、8項中4行目、附則「第7条第10項各号」を「第7条第9項各号」に改めるものでございます。これは高齢者の居住の安定確保に関する法律でございますして、高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、介護、医療と連携し高齢者を支援するサ

ービスを提供するサービスつき高齢者向け住宅の知事への登録制度を国土交通省と厚生労働省の共管の制度として創設されたものでございます。

次に、第16条の3、上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例第3項第2号は、上級法等が改正されたことによる条文の整理でございます。

第16条の4、第17条、第18条、第19条、第20条の2、第20条の4、第30条についても同様の改正でございます。

次に、46、47ページをお開きください。

続いて、第2条、下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例第37条の7第1項第4号中「認定特定非営利活動法人」を「法人」の後に「等」を加えるものでございます。

続いて、第3条、下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成20年下田市条例第9号）附則第2条、個人の市民税に関する経過措置でございます。第9項、第16項、第21項中「平成21年1月1日から平成23年12月31日までの」とある周期を「平成25年12月31日」と改めるものでございます。

次に、第4条、下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成21年下田市条例第9号）の附則第3項中「新条例第34条の7」を「下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例」、次の括弧内の条例番号でございますけれども、今回の条例改正が可決された後に番号が入ります。平成23年下田市条例第何号による改正後の条例第34条の7、2行目「同条第1項第5号」を「同条同項第4号」に、「対するもの」を「支出された寄附金」に、同じく2行目「対するもの及び」を「支出された寄附金及び」に、6行目「対するもの」を「対する寄附金とする」に改めるものでございます。

次に、第5条、下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成22年下田市条例第11号）附則第1条第1項第4号中記載の施行期日「平成25年1月1日」を「平成27年1月1日」と改め、附則第2条、市民税に関する経過措置第6項中記載の「平成25年度」を「平成27年度」に改めるものでございます。

お手数ですが、議案件名簿の26ページにお戻りください。

施行期日でございますが、第1条、この条例は公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

1号に記載されておりますのは、先ほどご説明申し上げました第26条から附則第5条の規定までの施行期日を「公布の日から起算して2カ月を経過した日」としており、これは過料の改正でございますので、周知期間を2カ月設け、周知しなさいということでございます。

また、第2号及び第3号においても、それぞれ施行期日を設けたものでございます。

第2条以下の条文の経過措置についても、改正前の取り扱い等につき「なお従前の例による」とするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第55号 下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定についての説明を終わりとさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

5番。

5番（鈴木 敬君） 雑駁で本当によくわからなかったんですが、提案理由で地方税法の一部改正、特に現在の厳しい経済状況に合わせて改正したというような説明がありましたが、現在の経済状況に合わせてというのは具体的にどういうふうな内容があるのかということと、この税賦課条例の改正によって下田市の財政面における税収が増えたのか減るのか、そこら辺のところをご説明ください。

議長（大黒孝行君） 税務課長。

税務課長（前田眞理君） 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応してというくだりでございますけれども、これは、この条例を改正することによって何がどういうふうに救われていくものがあるかというような解釈でよろしいでしょうか。

〔「具体的なもの」と呼ぶ者あり〕

税務課長（前田眞理君） 具体的に、ちょっと外れるかもしれませんが、今回の目玉としまして過料等の金額、今までの条例ですと3万円であったものが10万円になるということでございます。

それから、震災が起きまして、全国からたくさんの方が寄附金をご寄附して下さったと思っております。その中で、今まではいわゆる行政、官公庁というんですか、都道府県あるいは市町等に寄附していたものだけが特別控除として認められたものが、今回は、私どもも日赤等にご寄附を下さる方が多かったです。そういった中で、そういう寄附金控除に関するものも大きな改正がありましたということでございます。

2点目のいわゆるこの改正によって市税の徴収率というご質問だったかと思う……

〔「徴収率だけじゃなくて、税収がどのように変わるのか、増えるのか減るのか」と呼ぶ者あり〕

税務課長（前田眞理君） 変わるかということですね、はい。

今回の罰則規定は、特に啓蒙ということが主な目的というふうに国では私どもに説明をしております。下田市のほうでは今まで過料を科するということが恐らくなかったと聞いております。国のほうでは法を犯すというようなことが多々あるようでして、そこを過料の金額を多くすることによって啓蒙する、そういう普及をさせるということというふうな指導をいただいております。

過料をきちんと精査してかけることによって多少伸びるものがあるのかなという感覚はございますが、直接的に税額が云々というふうには、この条例改正では結びつかないということでございます。

経済状況ということに関しましても、ちょっと本当に大きなあれになってしまいますけれども、同様な説明でご理解いただけるとありがたいと思います。すみません。

議長（大黒孝行君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 現在の厳しい経済状況、雇用状況の中で過料を3万から10万に上げるということは事業者、納税者にとってはさらに厳しい状況に置くというふうに理解されますが、より厳しくしてもっと税収をしっかりと厳しく取り立てるというふうな趣旨であるというふうに理解してよろしいんですか。

議長（大黒孝行君） 税務課長。

税務課長（前田眞理君） ただいまの議員さんのご質問でございますけれども、税務課といたしましては、ずっと以前からも、今後もそういう姿勢で取り組む所存でございます。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑ありませんか。

7番。

7番（沢登英信君） 説明書の29ページに特別土地保有税の申告に対する過料の規定がございしますが、私の記憶が間違っているかもしれませんが、特別土地保有税は既に課税されていないと、こういう現状になっているにもかかわらずなぜこの規定が必要なのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（大黒孝行君） 税務課長。

税務課長（前田眞理君） これに関しましては、議員さんのおっしゃるとおり、保有税は平成15年から課税が停止となっております。私も、これが県から送られてきたときに県のほうに照会をいたしました。今のところは課税停止となっておりますけれども、今後課税をすることがまた出てきたときの対応だよという回答をいただきました。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑ありませんか。

3番。

3番（伊藤英雄君） 説明資料46、47ページ、寄附金税額控除、認定特定非営利活動法人等と「等」が入ったんですが、「等」は具体的にはどのようなものというか、社をしているのか。

議長（大黒孝行君） 税務課長。

税務課長（前田眞理君） これにつきましては、もう一つ大きな改正案が国のほうから示されております。NPO法人を県、それから市町で指定した場合、そういう方たちがその法人に寄附する場合もというのがありましたが、今回の条例改正につきましては、県のほうともいろいろ協議をした結果、県はその改正について3年間猶予期間があるという中で、なかなか指定をするということが今のところまだ調整がきちんとしていないということで、3年間見た中でもう一度この条例を規定するということがあったものですから、私どももそういう県の指導に即して今回やっていきたいというふうに思っております。

ただ、これにつきましてはNPO法人、現在そういった意味から指定はしてございませんけれども、NPO法人として既に認可されているというんでしょうか、そういう法人があるかと思いますが、その方たちからの寄附金という内容でございます。

議長（大黒孝行君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 説明がよくわからなかったんだけど、認定したNPOに寄附したら税額控除であると。今の説明だと、認定のほかに指定するNPO法人が今度できるよと、できたときに、その指定したNPO法人に寄附したのも控除されると。ただし現在指定する予定はないよと、こういう説明なのか。

議長（大黒孝行君） 暫時休憩いたします。

午後 1時33分休憩

午後 1時42分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（前田眞理君） 貴重なお時間をいただきましてまことに申しわけございませんでした。

ただいまの伊藤議員さんのご質問でございますけれども、みなしのNPO法人ということでございます。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第55号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

#### 議第56号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第56号 下田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例及び下田市高齢者生きがいプラザ条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

福祉事務所長。

福祉事務所長（原 鋪夫君） では、議第56号 下田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例及び下田市高齢者生きがいプラザ条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明をさせていただきます。

お手数ですが、議案件名簿の28、29ページのほうをお開き願いたいと思います。

この議案につきましては、障害者基本法の一部改正によりまして、下田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例及び下田市高齢者生きがいプラザ条例を別紙の29ページの内容のとおり改正させていただくものでございます。

提案理由としましては、障害者基本法の一部を改正する法律が平成23年8月5日に公布されたことに伴いまして改正するものでございます。

これにつきましては、障害者の定義規定されております障害者基本法第2条が改正されたということに伴いまして、下田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例、また下田市高齢者生きがいプラザ条例において引用されている部分の改正を行うというものでございます。

改正法の第2条は、障害者と社会的障壁の用語の意味が定義されたという改正が行われたものでございます。

それでは、改正条例につきまして説明をさせていただきます。

条例改正資料により説明をさせていただきたいと思いますので、52ページ、53ページのほうをお開き願いたいと思います。

資料の見開きの左側、改正前、右側が改正後というふうになっております。

アンダーラインのところは改正される場所ですが、まず上段の下田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正でございますが、変更の内容につきましては、第1条中「第2条」を「第2条第1号」に改めるものでございます。

次に、下段の下田市高齢者生きがいプラザ条例の一部改正でございますが、変更の内容につきましては、4条第1項第2号中「第2条」を「第2条第1号」に改めるというものでございます。

議案件名簿の29ページのほうに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上、雑駁な説明でございましたが、議第56号 下田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例及び下田市高齢者生きがいプラザ条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第56号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

#### 議第57号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第57号 下田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

福祉事務所長。

福祉事務所長（原 鋪夫君） では、続きまして議第57号 下田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明をさせていただきます。

お手数ですが、議案件名簿の30ページ、31ページをお開き願います。

この議案は、災害弔慰金の支給に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、31ページの内容のとおり改正させていただくものでございます。

提案理由といたしましては、災害弔慰金の支給に関する法律の一部を改正する法律が平成23年7月29日に公布、施行されております。これに伴いまして、支給対象となる遺族の範囲

に他の遺族がいずれも存しない場合における死亡した者の死亡当時、その者と同居し、または生計を同じくしていた兄弟姉妹が追加されたというものでございます。

これに伴う所要の条文整備を行うとともに、これまで支給対象であった配偶者や子供などの遺族につきまして、死亡した者の死亡当時の生計関係により、支給順位を明確にするというものでございます。

それでは、下田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明をさせていただきますが、資料により説明させていただきたいと思いますので、54ページ、55ページのほうをお開き願いたいと思います。

資料の見開きの左側54ページが改正前、右側55ページが改正後というふうになっておりまして、アンダーラインの箇所が今回変更させていただくところでございます。

まず、4条第1項ですが、1項につきましてはすべて変わりますので、改正後のほうをご覧いただきたいと思います。

まず、4条第1項、災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族を範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

1号、死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この法において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

2号におきまして、前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。イとしまして配偶者、ロ、子、ハ、父母、ニ、孫、ホ、祖父母。

また、3号ですが「死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。」に改めるものでございます。

次ですが、4条第2項中「、父母及び祖父母については死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計をともにした者を先にし」を削るものでございます。

議案件名簿の31ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、改正後の4条第1項の規定につきましては、平成23年3月11日以降に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用するというものでございます。

以上、雑駁な説明でございましたが、議第57号 下田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

11番。

11番（土屋 忍君） ちょっと1点確認なんですけれども、これは、東日本大震災でこういう兄弟姉妹がいたのに法律上の弔慰金が支給できる状況になかったものですから今回改正されたというふうに理解しているわけなんですけれども、兄弟姉妹の後ろに「（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。）」というふうに括弧書きがあるわけです。これは、明らかに戸籍上というか、例えば住民票にしっかりと載っていた者なのか、実際的にそこに同居しているという前歴というんですか、ものがあればいいのか、そういう住民票にしっかりとうたわれていなければだめなのか、その辺の説明をちょっとお願いしたいと。

議長（大黒孝行君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（原 鋪夫君） 法律上、3条の2項というのがありまして、遺族とはという規定がありまして、死亡した者の死亡当時における配偶者、子、以下兄弟姉妹までということで、死亡した者の死亡当時その者と同居または生計を同じくした者に限るということで、基本的には住民票に載っていただいたほうがいいんですが、あと、調査とかいろいろ事情聴取をしまして、明確にわかるものがあれば認定できると思います。

ただ、認定のところまで法律上細かく規定していないんですが、確認をしながら事務手続は進めていかなければならないと思います。

議長（大黒孝行君） 11番。

11番（土屋 忍君） そうしますと、例えば近隣とかいろいろ聞いて、明らかに同居していたとかそういうものがあればそういうことも認められることもあるという理解でよろしいんでしょうか。

議長（大黒孝行君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（原 鋪夫君） 今の法律上、読み込みますとそれで構わないと思いますが、その書面をどこまで聴取するかということはまだちょっと細かくやってございませんけれども、できる限り調査をして、生計というものが同一な者、または同居していたんであるとういうことがわかるような書面を出していただいて確認をしていくしかないかなというふうに思っております。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第57号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

議長（大黒孝行君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

10日、11日は休会とし、12日、本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、この後、各派代表者会議を第1委員会室で開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願いいたします。

ご苦労さまでございました。

午後 1時54分散会